

# 東松山市災害時要援護者避難支援プラン <概要版>

## 第1章 総則

### 1 趣旨

本プランは、災害発生時における災害時要援護者（以下「要援護者」という。）の避難について、市の防災担当部局、福祉関係部局のほか、自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員等の地域組織や福祉関係事業者並びに医療機関等の支援機関が協力して、迅速かつ的確な避難支援を図るため、市が策定するものであります。

### 2 位置付け

本プランは、東松山市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に規定する要援護者の安全確保対策に関連し作成するものであり、要援護者に係る災害予防計画及び災害応急対策計画を具体化したものであります。

### 3 基本方針

本プランの対象者は、第三者の支援がなければ避難行動がとれない在宅の者と位置付け、市内全域を対象とし、想定する災害は、台風、地震等市内全域に重大な被害をもたらす恐れのある災害や、これらに匹敵する事故等においても準用します。

## 第2章 避難支援体制の構築

### 1 市の役割

平常時より個人情報保護に配慮しつつ、要援護者情報の管理・更新及び関係機関や地域組織との情報共有化を行うとともに、災害発生時における情報伝達体制を整備し、避難支援体制の確立を図ります。

### 2 地域の役割

地域組織は日頃から地域の要援護者を把握するとともに、地域の支援ネットワークづくりを促進するほか、災害時には消防団等との協力により円滑な避難支援が実施できる体制の整備に努めます。

### 3 避難支援者の役割

避難支援者は、要援護者への日頃からの声かけや、災害発生時における情報伝達、安否確認及び避難の手助けを行います。

## 第3章 要援護者の把握

### 1 対象とする者

本プランにおける要援護者とは、次に該当する原則として在宅の方とします。

①介護保険における要介護度3以上の認定者②身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳（A・A・B）及び精神障害者保健福祉手帳（1・2級）を所持する者③65歳以上の一人暮らしの高齢者、日中単身の高齢者及び高齢者のみの世帯④難病患者⑤上記以外で自力避難が困難な者⑥その他市長が認める者

### 2 要援護者情報の収集

要援護者情報の収集方法は、次の方式を併用して行います。

#### (1) 手上げ方式

自ら災害時の避難支援を希望し、地域組織や避難支援者、支援機関等に個人情報を開示することに同意した者を登録する方式。

#### (2) 同意方式

市の防災・福祉部局のほか、地域組織が中心となって地域において要援護者に直接働きかけ、同意を得て情報を登録する方式。

### 3 情報の共有

要援護者の情報は、警察署、消防署、地域組織及び避難支援者で共有し、管理にあたっては、個人情報であるため、情報の漏えい防止に努め、対象者に異動があった場合は、随時修正・追加をし、適切な管理に努めます。

## 第4章 個別計画

### 1 個別計画の作成

個別計画は、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行えるよう、要援護者一人ひとりについて、避難支援に必要な主に次に掲げる事項を記載し作成します。

①緊急時連絡先②家族構成・日常生活環境③特記事項④避難支援者⑤地域の情報

### 2 緊急時の情報提供

災害時において、要援護者の生命・身体を保護するため必要かつ緊急を要する場合に限り、地域組織は、本人の同意を得ることなく救出活動を行う者又は、機関に対し個別計画に記載された情報を提供できるものとします。

## 第5章 情報伝達・避難誘導・安否確認

### 1 情報伝達の実施

市は、避難準備情報や災害関連情報を発表したとき、及び避難所を開設したときは、速やかに多様な情報伝達手段を活用して情報の提供、伝達を行います。

また、地域組織及び避難支援者は、要援護者に対し避難準備情報が発表された場合は、災害の状況を説明するとともに避難の開始を促します。

### 2 避難誘導の実施

市は、避難準備情報等を発令した場合、地域組織等から受け入れ可能な施設の問い合わせに対して、迅速かつ的確に対応するとともに、避難支援を受けられない要援護者には、通報を受けた場合、公用車両を活用して避難誘導を実施します。

また、避難支援者は、個別計画に基づき要援護者の避難所への避難支援を行います。

### 3 安否情報収集体制の整備

市民の生命、身体に被害を及ぼす規模の災害が発生した場合、市、地域組織、避難支援者は、協力して迅速かつ、的確に要援護者の安否確認を行います。

## 第6章 避難所における支援

### 1 避難所の環境整備

市は、地域防災計画で指定している避難所について、要援護者の利用に配慮して、段差解消や身体障害者用トイレの改良・新設等の施設の改善、また仮設による成人向けオムツ交換場所の確保、間仕切り等によるプライバシーの確保等の環境整備に努めます。

### 2 福祉避難所の指定

市は、要援護者が相談等の必要な生活支援を受けることができ、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所をあらかじめ指定し、施設の管理者等とその受入れ体制等について協議のうえ協定を締結します。

### 3 避難所運営での配慮

市は、避難所の運営に当たっては、要援護者に配慮した、食料や生活必需品などの配布や、避難者への情報提供は、音声に加え掲示も併用して行います。

また、医療機関による避難所の巡回や、精神科医や臨床心理士、保健師などの協力を得て、心のケアに努めます。

## 第7章 平常時の要援護者の見守りと要援護者避難訓練の実施

要援護者の避難を迅速かつ適切に行うために、声かけ運動や、あんしん見守りネットワーク等、日頃から地域組織を中心としたネットワークづくりを進め、地域住民の協力関係の構築に努めます。

また、地域組織が要援護者や避難支援者とともに、要援護者の避難計画の作成や避難訓練を実施し、支援体制の充実と地域全体の防災意識の高揚を図ります。

## 第8章 乳幼児、妊産婦に対する支援計画

市は、避難所での乳幼児や妊産婦等の利用を考慮した設備の充実に努めるとともに、乳幼児や、妊産婦の状況に的確に対応するため、必要に応じて女性職員又は女性のボランティア・スタッフの配慮に努めます。

## 第9章 外国人に対する支援計画

市は、各種国際交流団体等の協力のもと、本市に居住する外国人に対する災害時の支援ネットワークを構築し、情報伝達及び避難所生活に関する支援体制の整備を図ります。

